

平成 20 年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

		平成20年度当初	1次補正 (12月1日から実施)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (二次補正成立後)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比 10%以上減	・ 最近3か月の生産量が 前年同期比減 ・ 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の 場合は不要)	最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比5%以上減 ・ 最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比減 ・ 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場合は不要)	生産量要件につい ては「売上高又は生 産量」で把握
	中小企業				
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増	最近3か月の雇用量が 前年同期比不増	撤廃	
	中小企業				
助成率	大企業	1/2	4/5		2/3
	中小企業	2/3			
教育訓練費	大企業	1,200円	6,000円		
	中小企業				
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日
クーリング期間		あり			撤廃
休業規模	大企業	1/15以上			撤廃
	中小企業	1/20以上			
対象労働者		被保険者期間6か月以上		被保険者 : 期間を問わず全員 被保険者以外: 雇用期間6か月以上	
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で 1時間ごと

(注1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。

(注2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。

(注3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。

離職者住居支援給付金の概要(労働移動支援助成金のご案内)

～労働者の離職後も住居を供給する事業主の方へ～

(平成20年12月9日より適用)

助成金制度の概要

世界的な金融危機の影響等により、やむを得ず派遣労働者または有期契約労働者との契約の中途解除や雇止め等を行った場合でも、離職後も引き続き住居を無償で提供した場合または住居に係る費用の負担をした事業主の方に助成を行います。

対象となる事業主の方

1. 再就職援助計画を作成し、管轄の公共職業安定所長に提出し、認定を受けること。
2. 次のいずれかに該当する労働者に住居を提供している必要があります。
 - ①雇用保険被保険者(被保険者期間は問いません。)であること。
 - ②6か月以上雇用されている雇用保険被保険者以外の方

支給額

対象労働者1名につき、1か月当たり4～6万円を支給します。

※住居の所在地によって、支給額が異なりますので、ご注意ください。

助成期間

1か月から6か月まで

その他

1. 平成20年12月9日に遡って適用します。
2. 対象労働者が派遣労働者である場合、派遣元事業主が申請者となります。
3. 詳細については、最寄りの都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせ下さい。